

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年7月13日

神奈川県監査委員	大	竹	准	一
同	吉	川	知	恵
同	中	家	華	子
同	長	田	進	江
同	近	藤	大	治
				輔

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所（県土整備局河川下水道部下水道課）

第5 監査実施日

令和8年4月10日（令和8年1月28日職員調査）

第6 監査の実施内容

県が業務を委託している公益財団法人神奈川県下水道公社で委託料を原資に取得した固定資産について、県へ譲渡されないまま、県が同公社へ貸し付けていることから、関係する本庁機関1か所において、臨時財務監査として、当該契約等の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、本庁機関1か所において要改善事項が1件認められた。なお、不適切事項は認められなかった。

2 要改善事項

(1) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

ア 県からの委託料を原資に購入した固定資産の事務処理に関する件

流域下水道整備事務所（以下「整備事務所」という。）では、県が設置した県内4か所の下水処理場等の維持管理を公益財団法人神奈川県下水道公社（以下「公社」という。）へ委託しているが、公社が当該委託料を原資に購入した試験実験機器類等の固定資産20点について、公社が所有権を有している状態のまま、整備事務所が無償貸与を行うなど、事務処理が合理性を欠く事態となっていた。

整備事務所では、県が設置した県内4か所の下水処理場、市町公共下水道と下水処理場を結ぶ幹線管渠及びポンプ場施設等の維持管理の目的で、公社と流域下水道運転操作等維持管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結しており、令和6年度における委託料は6,558,892,107円となっている。そして、委託契約に係る契約書の雛形及びその内容について必要な事項を定めた神奈川県流域下水道運転操作等維持管理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、県土整備局河川下水道部下水道課（以下「下水道課」という。）が作成している。

本件委託料は、毎月概算払により支払われており、公社は、年間の委託業務が完了したとき、翌年度の4月25日までに整備事務所に精算報告を行い、整備事務所は、その内容を確認し委託料の額を確定することが契約書で定められている。

本件委託料を原資に公社が購入した固定資産の所有権について、契約書によると、所有権は整備事務所に帰属するとされているが、所有権移転の時期は特定されておらず、委託業務の実施に必要な固定資産については、別途契約の上、公社に無償貸与するとされている。また、共通仕様書によると、公社が固定資産を購入した時は、2か月毎の購入分を翌月10日までに整備事務所に報告するとともに当該固定資産の貸付申請を行い、整備事務所は、この固定資産を公社に貸し付けるとされている。

そして、この契約書及び共通仕様書の規定に従い事務手続を行ったことにより、公社が委託料を原資に購入した固定資産について、公社から整備事務所への譲渡手続を経ることなく、公社が所有権を有している状態のまま、整備事務所が公社へ無償貸与を行うという合理性を欠く事態となっていた。

また、契約書及び共通仕様書の規定により、委託契約の精算前に当該固定資産の無償貸与を行う必要が生じることから、整備事務所では、公社が令和6年10月に購入した試験実験機器類等の固定資産20点（台帳価格10,150,000円）について、同年12月25日に、取得する固定資産の科目である備品として借方勘定に、相手方勘定として建設仮勘定を貸方勘定に計上し、精算時には借方勘定へ同額を建設仮勘定として計上しており、こうした取引では用いない建設仮勘定を通常取引とは逆の順序で計上するという経理処理となっていた。この結果、期中において、計上されていない資産（建設仮勘定）の減が生じるため、科目残高が負の数値で表示され、実

態とは異なり、かつ、合理性を欠く資産科目が計上される事態となっていた。

したがって、こうした事態を解消し、委託料を原資に購入した固定資産の取得及び経理処理が適正なものとなるよう、期中は善良なる管理者の注意義務のもとで会社が当該固定資産を管理し、委託業務の完了後の精算処理と併せて整備事務所がこの固定資産の無償譲渡を受けることとするなど、契約書及び共通仕様書の規定を改善する必要がある。